

# 令和4年度 下半期 財政運営状況

区では、地方自治法に基づき、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の補正や執行状況などを公表し、財政面から区政運営の状況を区民の皆さまにお知らせしています。今回は、令和4年度に予算を補正して取り組んだ事業と、令和5年3月末現在の財政状況の概要をお知らせします。

なお、区財政の収支は、5月末末までを収入と支出を整理する期間(出納整理期間)としています。令和4年度決算の概要は、10月下旬にお知らせします。

問合せ 財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049

## 一般会計

- ◎区の予算は一般会計と特別会計があります。一般会計では、特別会計(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療)以外の区政に必要なあらゆる収入と支出を扱います。
- ◎歳入・歳出予算は、1つの会計年度内の収入と支出の見積もりです。収入・済額・支出・済額は実際の収入と支出の額です。

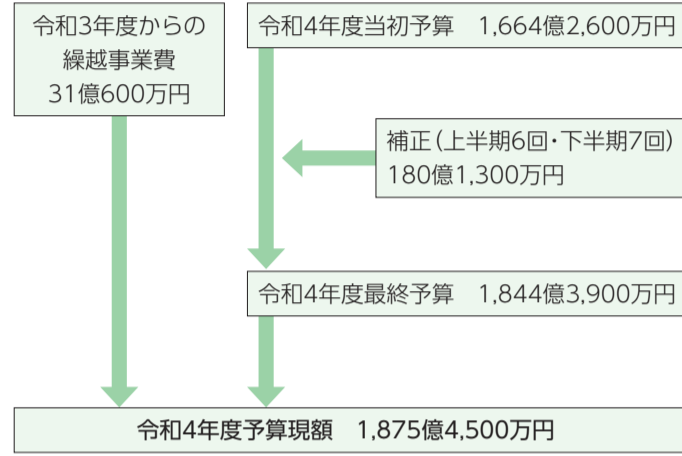
### 予算の概要

令和4年度当初予算に補正予算を加えた最終予算は、13回(下半期7回)の補正を行った結果、1,844億3,900万円で、令和3年度から繰り越した事業費31億6,000万円を加えた予算現額は1,875億4,500万円です(右図)。主な補正予算の内容は右表のとおりです。

### 収入・支出の状況

令和5年3月末現在の収入・済額(歳入)は1,658億3,200万円(収入率88.4%)、支出・済額(歳出)は1,439億4,100万円(執行率76.8%)です(下図)。

### ◎一般会計の流れ



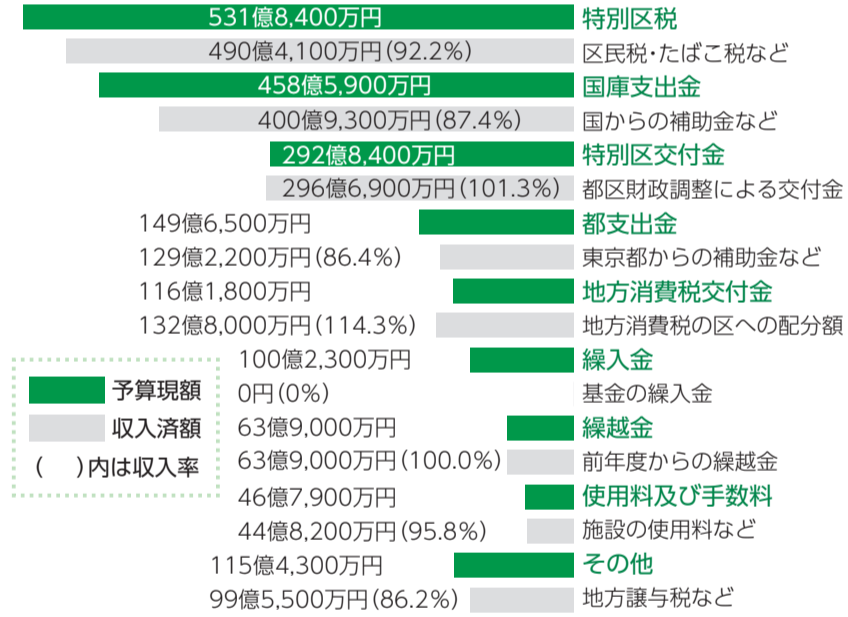
### ◎令和4年度に予算を補正した主な事業

補正事業	補正予算額
新型コロナウイルス感染症対策(予防接種等)	53億5,416万円
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給	36億6,114万円
生活支援臨時給付金の支給	18億5,303万円
学用品費等支援臨時給付金の支給	4億4,754万円
母子保健事業等(出産・子育て応援ギフトの支給)	3億7,989万円
入学祝金支給	3億6,246万円
社会福祉施設等緊急助成	2億8,382万円

※3月の予算の補正では、負担金補助及び交付金などの実績に応じて総額41億277万円を減額しました。

## 歳入

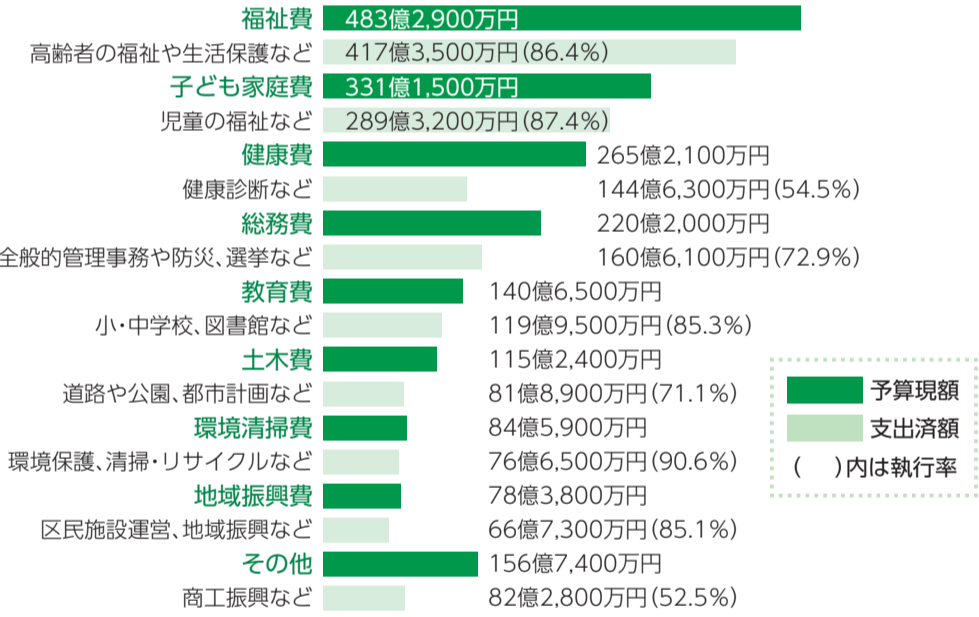
収入・済額1,658億3,200万円(収入率88.4%)



## ◎収入・支出済額の内訳

## 歳出

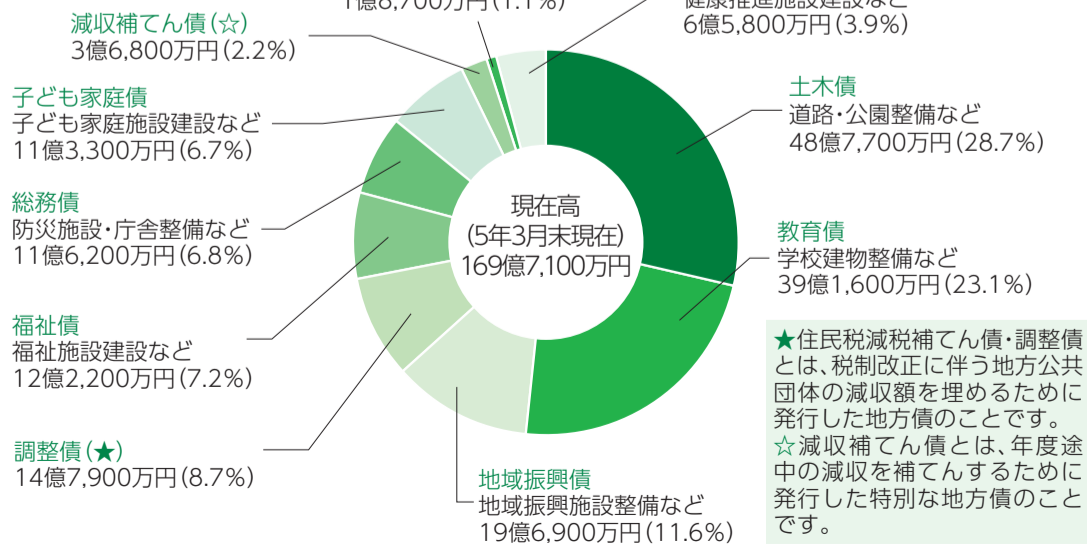
支出・済額1,439億4,100万円(執行率76.8%)



## 特別区債と基金

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、特別区債を発行して資金を借入れ、財源を補充します。令和5年3月末では、発行額279億6,700万円、償還済額109億9,600万円で、現在高は169億7,100万円です(下図)。また、区の貯金に当たる基金の令和5年3月末の現在高は654億5,200万円です(下表)。

### ◎特別区債の現在高



### ◎基金の現在高

基金の種類	現在高
財政調整基金(年度間の財源の調整を図るための基金)	359億7,700万円
社会資本等整備基金(公共施設等を整備するための基金)	127億5,000万円
減債基金(特別区債の償還に必要な財源を確保するための基金)	59億8,700万円
義務教育施設整備等次世代育成環境整備基金(小・中学校などの教育関連施設や保育所などの子育て関連施設を整備するための基金)	59億1,000万円
その他特定目的基金(公園やスポーツ施設の整備、地場産業の振興など特定の目的のための基金)	48億2,800万円
合計	654億5,200万円

※基金現在高は令和5年3月末時点での現金等の保有額です。5月末までの収入と支出を整理する出納整理期間中の積み立てや取り崩しは反映していません。

## 不合理な税制改正等に対する特別区の主張

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。さらに、原油価格・物価高騰等の影響も重なり、特別区の財政は極めて深刻な状況です。

特別区には、特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整すべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

### 1 不合理な税制改正による影響は深刻

特別区への影響額は、令和4年度で約2,600億円、平成27年度からの累計で約1兆1,000億円にもなり、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、税金が国に奪われています。これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

### 2 ふるさと納税制度は抜本的見直しが必要

過剰な返礼品競争による寄附の増加などにより、特別区民税の減収額は増加しており、平成27年度からの累計額は、2,700億円を超えました。

その結果、全区民が減収による行政サービスの低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する区民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じるなど、制度のゆがみが顕在化しています。

### 3 東京の地方財源が突出している訳ではない

人口1人当たりの地方税収の格差は正のため、地方税の見直しが必要との見方がありますが、地方税等に地方交付税を合わせた人口1人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると、東京が突出して多いわけではありません。

## 特別区職員を募集します

### ◆Ⅲ類

#### 職種 事務

対象 日本国籍で、平成14年4月2日～

18年4月1日に生まれた方

1次試験日 9月10日(日)

### ◆Ⅲ類(障害がある方対象)

#### 職種 事務

対象 日本国籍で、次の(1)～(3)の全

てに該当する方

(1) 次の①～④のいずれかに該当する

▶①身体障害者福祉法第15条に定める

身体障害者手帳の交付を受けている、

▶②都道府県知事または政令指定

都市市長が発行する療育手帳の交付を

受けている、▶③児童相談所等により

知的障害者であると判定された、▶④

精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律第45条に定める精神障害者保健

福祉手帳の交付を受けている

(2) 昭和38年4月2日～平成18年4月1

日生まれ

(3) 活字印刷文または点字による出題

に対応できる

1次選考日 9月10日(日)

### ◆経験者

職種 ▶①1級職…事務(一般事務・

ICT)・土木造園(土木)・建築・機械・電

気・福祉・児童福祉・児童指導・児童心理、

▶②2級職(主任)…事務(一般事務・

ICT)・土木造園(土木)・建築・福祉・

児童福祉・児童指導・児童心理、▶③3

級職(係長級)…事務(ICT)・児童福祉・

児童指導・児童心理

対象 日本国籍で(福祉・児童福祉・児童

指導・児童心理を除く)、▶①は昭和38

年4月2日以降生まれで、民間企業等での

業務従事歴が直近10年中4年以上ある

方、▶②は昭和38年4月2日以降生

まれで、民間企業等での業務従事歴が

直近14年中8年以上ある方、▶③は昭

和38年4月2日以降生まれで、民間企

業等での業務従事歴が直近18年中12

年以上ある方

※福祉・児童福祉・児童指導は上記のほ

### 4 物価高騰に伴う特別区の財政負担は大きい

ウクライナ情勢やコロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う特別区の負担増は、令和4年度で約300億円となっており、先行き不透明な社会情勢から、今後もさらに負担が増大する可能性があります。

### 5 今後も多くの財源が必要

特別区は高齢者の急増や膨大な公共施設の改築需要への対応をはじめ、今後も多くの財源が必要です。

### 6 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

国の責任により地方税財源給付を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿です。今後も、地方税財源の充実・確保、自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正を是正するよう、国に求めています。

※詳しくは、特別区長会ホームページ「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和4年度版)」(右二次元コード。🌐 https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html)をご覧ください。



### ◇◆ふるさと納税の新宿区への影響◇◆

ふるさと納税制度は、ふるさとや地域団体のさまざま取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度に導入されました。ふるさと納税の影響により、新宿区の特別区民税の減収額は増加し続けており、令和3年度は約28億円、累計額は約111億円となっています。地方交付税制度では、ふるさと納税により減収があった交付団体には、補填される仕組みとなっていますが、不交付団体である特別区は補填されません。区は、今後とも特別区長会を通じてふるさと納税制度の改善を求めています。

問合せ 財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049

申込み 7月13日(木)午後5時(受信有効)まで問合せ先ホームページ(下二次元コード)から申し込みます。詳しくは、問合せ先ホームページに掲載の試験・選考案内をご覧ください。

※Ⅲ類(障害がある方対象)のみ7月12日(水)(消印有効)まで郵送でも受け付けています。Ⅲ類(障害がある方対象)の選考案内は区人事課(本庁舎3階) ☎(5273)4053で配布しています。

問合せ 特別区人事委員会事務局 任用課採用係(〒102-0072千代田区飯田橋3—5—1) ☎(5210)9787・🌐 https://

www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/



◆就職水戸期世代

職種 事務

対象 日本国籍で、昭和45年4月2日～61年4月1日に生まれた方

1次試験日 9月3日(日)

## 職員の再就職状況を公表します

「新宿区職員の退職管理に関する条例」第4条の規定に基づき、令和4年度に新宿区を離職した課長級以上の職員のうち、営利企業、公益団体等に再就職した職員の状況を公表します。

※いずれも離職日は令和5年3月31日、再就職日は令和5年4月1日です。

問合せ 人事課人事係(本庁舎3階) ☎(5273)4053

離職時の職	再就職先の名称	再就職先における地位
文化観光産業部長	歌舞伎町タウン・マネジメント	事務局長
柏木特別出張所長	区社会福祉協議会	事務局次長
総合政策部副参事(区民の声委員会担当)	大田区	会計年度任用職員
西新宿中学校長	帝京平成大学	教授